

令和2年 4 月 28 日開会

令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年4月開会会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	令和 2 年度宮古市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 号	宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第1号

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,124,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,147,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年4月28日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
15	国庫支出金	3,349,182	5,245,400	8,594,582
	2 国庫補助金	608,440	5,245,400	5,853,840
16	県支出金	2,237,411	154,125	2,391,536
	2 県補助金	915,614	154,125	1,069,739
19	繰入金	4,484,085	717,385	5,201,470
	1 基金繰入金	4,484,085	717,385	5,201,470
22	市債	4,126,300	7,500	4,133,800
	1 市債	4,126,300	7,500	4,133,800
補正されなかった款項にかかる額		20,826,122		20,826,122
** 歳入合計 **		35,023,100	6,124,410	41,147,510

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
2	総務費	5,599,493	5,183,353	10,782,846
	1 総務管理費	3,643,087	5,183,353	8,826,440
3	民生費	9,839,953	77,000	9,916,953
	2 児童福祉費	3,200,190	77,000	3,277,190
4	衛生費	2,163,848	75,700	2,239,548
	1 保健衛生費	1,046,088	75,700	1,121,788
7	商工費	1,317,041	788,750	2,105,791
	1 商工費	1,317,041	788,750	2,105,791
10	教育費	3,938,266	△393	3,937,873
	1 教育総務費	525,811	△393	525,418
補正されなかった款項にかかる額		12,164,499		12,164,499
** 歳出合計 **		35,023,100	6,124,410	41,147,510

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	2,786,700	7,500	2,794,200	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
補正されなかった 地方債の額	1,339,600		1,339,600			
計	4,126,300	7,500	4,133,800			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金				
目				補正前の額	補正額	計
1		総務費国庫補助金		28,230	5,165,000	5,193,230
2		民生費国庫補助金		116,792	80,400	197,192
** 計 **				608,440	5,245,400	5,853,840

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 2 県補助金				
目				補正前の額	補正額	計
6		商工費県補助金		12,000	154,125	166,125
** 計 **				915,614	154,125	1,069,739

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金				
目				補正前の額	補正額	計
1		財政調整基金繰入金		1,188,537	717,385	1,905,922
** 計 **				4,484,085	717,385	5,201,470

会計 款 項		一般会計 22 市債 1 市債				
目				補正前の額	補正額	計
3		衛生債		89,700	7,500	97,200
** 計 **				4,126,300	7,500	4,133,800

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 特別定額給付金給付事業	5,165,000	特別定額給付金給付事業費補助金 5,165,000
9 保育対策総合支援事業	15,500	保育環境改善等事業費補助金 15,500
10 子育て世帯臨時特別給付金	64,900	子育て世帯臨時特別給付金 64,900

節		説 明
区 分	金 額	
2 地域企業経営継続支援事業	112,500	地域企業経営継続支援事業 112,500
3 緊急雇用助成事業	41,625	緊急雇用助成事業 41,625

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	717,385	財政調整基金繰入金 717,385

節		説 明
区 分	金 額	
4 診療施設	7,500	診療所施設整備事業債 7,500

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,623,738	16,053	1,639,791				
		5 財産管理費	488,141	2,300	490,441				
		15 特別定額給付金給付費		5,165,000	5,165,000	5,165,000			
		** 計 **	3,643,087	5,183,353	8,826,440	5,165,000			

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 児童措置費	1,946,569	77,000	2,023,569	64,900			
		** 計 **	3,200,190	77,000	3,277,190	64,900			

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 予防費	146,497	50,700	197,197	15,500			
		5 診療所費	30,092	25,000	55,092			7,500	
		** 計 **	1,046,088	75,700	1,121,788	15,500		7,500	



(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
16,053	1 報酬	13,020	会計年度任用職員報酬 13,020
	2 給料	△1,800	特別職給料 △1,800
	3 職員手当等	2,035	期末手当 2,035
	4 共済費	2,237	共済組合事業主負担金 △138 社会保険料 2,328 労災保険料 47
	8 旅費	570	費用弁償 570
	18 負担金補助及び交付金	△9	市町村職員健康福利機構負担金 △9
2,300	12 委託料	2,300	飛沫感染防止対策用遮蔽板作成業務委託料 2,300
	3 職員手当等	5,000	時間外勤務手当 5,000
	10 需用費	4,500	消耗品費 2,000 印刷製本費 2,500
	11 役務費	28,500	通信運搬費 15,000 手数料 13,500
	12 委託料	12,000	特別定額給付金管理システム委託料 12,000
	18 負担金補助及び交付金	5,115,000	特別定額給付金 5,115,000
18,353			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
12,100	10 需用費	700	消耗品費 500 印刷製本費 200
	11 役務費	1,840	通信運搬費 640 手数料 1,200
	12 委託料	400	子育て世帯臨時特別給付金システム改修委託料 400
	18 負担金補助及び交付金	74,060	児童扶養手当受給対象者特別給付金 12,060 子育て世帯臨時特別給付金 62,000
12,100			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
35,200	10 需用費	50,640	消耗品費 50,640
	11 役務費	60	通信運搬費 60
17,500	7 報償費	13,000	医師等謝礼金 13,000
	10 需用費	4,000	消耗品費 2,600 燃料費 10 光熱水費 1,390
	11 役務費	500	通信運搬費 300 手数料 200
	17 備品購入費	7,500	医療機器等備品購入費 7,500
52,700			

2 歳 出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 商工振興費	630,298	788,750	1,419,048		154,125		
** 計 **	1,317,041	788,750	2,105,791		154,125		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 事務局費	366,812	△393	366,419				
** 計 **	525,811	△393	525,418				

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
634, 625	10 需用費	2, 060	印刷製本費 2, 060	
	11 役務費	440	手数料 440	
	18 負担金補助及び交付金	786, 250	新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金	400, 000
			新型コロナウイルス感染症対策資金利子等補助金	60, 000
			新型コロナウイルス感染症対策事業収益確保事業補助金	18, 000
地域企業経営継続支援事業補助金			225, 000	
		緊急雇用助成事業補助金	83, 250	
634, 625				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△393	2 給料	△354	特別職給料 △354
	4 共済費	△39	共済組合事業主負担金 △39
△393			

# 付 表 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年度支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4		30,966	10,758 (3.40)			6,994	48,718	8,314	57,032	
	議 員	22	85,680		27,918 (3.40)				113,598	29,906	143,504	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	66	106,392	30,966	38,676			6,994	183,028	38,220	221,248	
補 正 前	長 等	4		33,120	10,758 (3.40)			6,994	50,872	8,491	59,363	
	議 員	22	85,680		27,918 (3.40)				113,598	29,906	143,504	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	66	106,392	33,120	38,676			6,994	185,182	38,397	223,579	
比 較	長 等			△ 2,154					△ 2,154	△ 177	△ 2,331	
	議 員											
	その他特別職											
	計			△ 2,154					△ 2,154	△ 177	△ 2,331	

# 給 与 費 明 細 書

## 2 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 525 )		1,990,001	1,709,467	3,699,468	649,256	4,348,724	
補 正 前	( 525 )		1,990,001	1,704,467	3,694,468	649,256	4,343,724	
比 較	( )			5,000	5,000		5,000	

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	65,718	26,692	40,246	4,750	212,645	6,140	2,121	24,404
	補 正 前	65,718	26,692	40,246	4,750	207,645	6,140	2,121	24,404
	比 較					5,000			
職員 手当 の内訳	区 分	管理職員特別 勤務手当(千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)		
	補 正 後	600	466,813	329,380	511,269	720	17,969		
	補 正 前	600	466,813	329,380	511,269	720	17,969		
	比 較								

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当等	5,000	その他の増減分	5,000	時間外勤務手当の増 5,000	

## 3 会計年度任用職員

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 330 ) 77	560,925	214,072	148,036	923,033	141,201	1,064,234	
補 正 前	( 320 ) 77	547,905	214,072	146,001	907,978	138,826	1,046,804	
比 較	( 10 )	13,020		2,035	15,055	2,375	17,430	

職員 手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補 正 後	7,100	1,595	16,020	2,310	105,293	15,718
	補 正 前	7,100	1,595	16,020	2,310	103,258	15,718
	比 較					2,035	

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

### (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	13,020	その他の増減分	13,020	基本報酬の増 12,040 手当相当報酬の増 980	
職員手当等	2,035	その他の増減分	2,035	期末手当の増 2,035	

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	29,527,172	32,394,775	3,527,200	7,500	3,534,700	1,875,812		1,875,812	34,053,663
(10) 過疎対策事業債	8,064,740	10,485,665	2,786,700	7,500	2,794,200	506,374		506,374	12,773,491
補正されなかった 区分に係る額	12,869,887	14,072,621	599,100		599,100	1,180,012		1,180,012	13,491,709
合 計	42,397,059	46,467,396	4,126,300	7,500	4,133,800	3,055,824		3,055,824	47,545,372
※うち合併特例債	10,506,732	10,793,550	15,200		15,200	395,095		395,095	10,413,655

議案第2号

宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(平成17年宮古市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>令和2年5月1日から同年10月31日までの間、</u>  <u>第3条の規定の適用については、同条中「830,0</u>  <u>00円」とあるのは「664,000円」と、「67</u>  <u>0,000円」とあるのは「603,000円」と、</u>  <u>「590,000円」とあるのは「531,000円」</u>  <u>とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給</u>  <u>料の月額については、この限りでない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年4月28日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

令和2年5月から同年10月までの市長、副市長及び教育長の給料の額を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。